


使用前検査変更申請書

廃炉発官R1第173号  
令和元年12月23日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

平成30年11月12日付け廃炉発官30第232号をもって申請し、  
平成31年2月1日付け廃炉発官30第265号ならびに  
令和元年5月31日付け廃炉発官R1第23号ならびに  
令和元年9月25日付け廃炉発官R1第106号をもって変更した  
原子炉格納容器内窒素封入設備に係る使用前検査申請書の記載事項を  
変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の  
保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、  
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置 又は変更に係る事業所の 名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉 施設の概要	福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備 主要配管* 窒素封入ラインの一部 ※ 実施計画 II.2.2.2 表2.2-1 主要配管仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日：平成30年7月31日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をする、 ことができる状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 平成31年 1月 15日 至 令和 2年 2月 25日
検査を受けようとする場所	 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 構内
申請に係る発電用原子炉 施設の使用の開始の 予定時期	令和2年 3月 26日

注) 下線は、変更箇所を示す。

#### 変更事由

・ 2号機の窒素封入流量計の指示不良が確認された。当該事象の原因調査及び調査結果を踏まえた対策を講じることから、本工事の工程見直しを行い、「検査を受けようとする期日」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

工事の工程に関する説明書

年月	平成30年			平成31年			令和元年					令和2年									
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
原子炉格納容器内 窒素封入設備							☆														

— : 工事期間

☆ : 使用前検査

△ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

注) 下線は変更箇所を示す

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分



: 非管理区域

: 非管理区域

福島第一原子力発電所

免震重要棟

: 非管理区域

1～3号機 タービン建屋内

: 管理対象区域

2～3号機 原子炉建屋内

: 管理対象区域

屋外 (旧情報棟周辺)

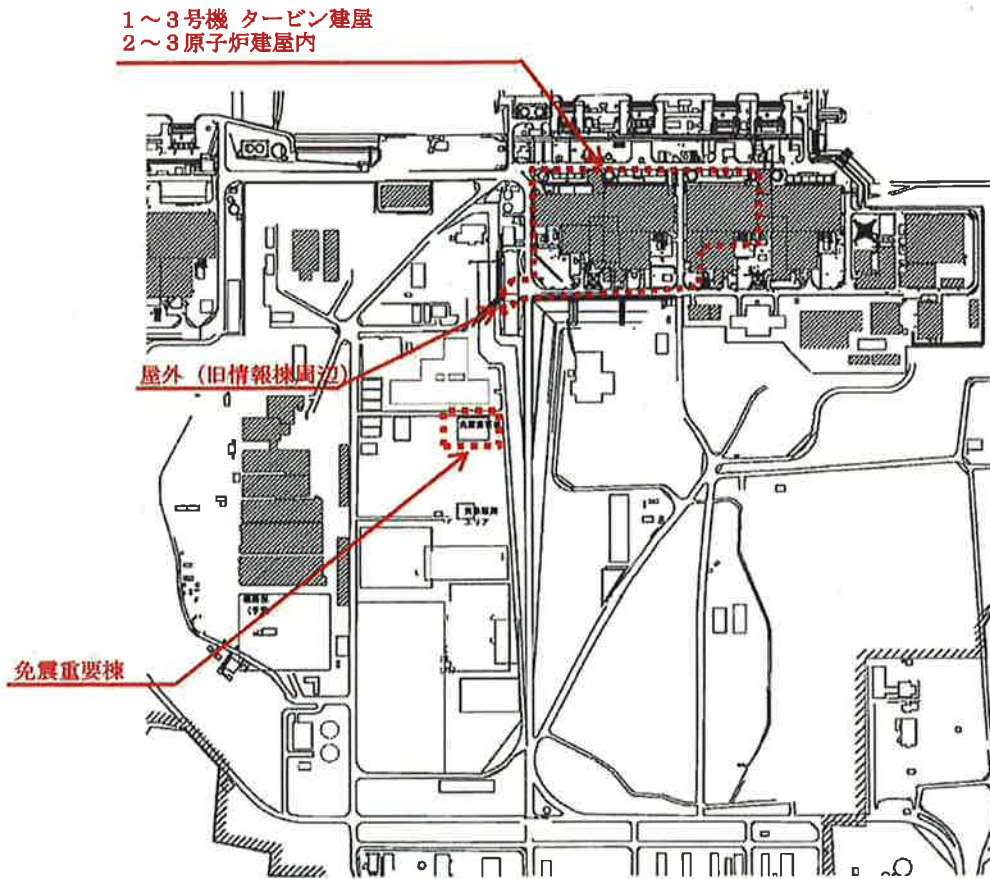
: 管理対象区域

別添-1 : 福島第一原子力発電所構内 検査場所図


別添-2 : 検査系統概略図

以上

福島第一原子力発電所構内 検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査系統概略図

